

埋蔵文化財包蔵地（遺跡）の取扱い

I. 届出から調査まで

①建設・土木工事等の位置・現状確認

北区内において住宅建設・擁壁・盛土・切土などあらゆる土木工事等を行おうとするとき、その場所が周知の埋蔵文化財包蔵地（遺跡）にあたるかどうか確認する必要があります。

現在、建築確認・宅地開発関連の申請書等を提出される際に確認しておりますが、工事等の計画を立てる際には、事前にご相談下さい。

なお、埋蔵文化財包蔵地の範囲等のお問い合わせについては、電話・FAXでも回答いたします。詳細については、北区飛鳥山博物館事業係窓口に直接お越し下さい。

<用語解説>

遺物・・・土器や石器などの動産資料

遺構・・・竪穴住居跡や古墳、貝塚などの不動産資料

埋蔵文化財

②発掘届出書

周知の埋蔵文化財包蔵地で土木工事等を行うときは、工事に着手する60日前までに、発掘届出書を東京都教育委員会教育長に届け出なければなりません。届出書類は、北区飛鳥山博物館事業係窓口に用意しております。もしくはホームページからのダウンロードをご利用ください。届出書の提出は、北区飛鳥山博物館事業係窓口に直接お越し下さい。

③東京都教育委員会の指示

発掘届出書提出後、3～4週間で東京都教育委員会の指示が、北区教育委員会を經由して申請者に通知されます。

なお、東京都教育委員会からの指示は、下記区分により判断されます。

(ア) 工事前に発掘調査を指導する場合

- ① 工事等により埋蔵文化財が掘削される場合
- ② 盛土・一時的な工作物等の設置により、埋蔵文化財に影響を及ぼす恐れがある場合
- ③ 恒久的建築物・道路等を設置する場合

(イ) 立会い調査を指導する場合

- ① 立会いを実施し、遺構等が確認された場合は、事前調査をする場合
- ② 掘削の深さが遺構面に達しない計画となっている場合
- ③ 過去の調査結果から遺構等の希薄な地域である場合
- ④ 小規模工事の場合（狭小な範囲で、かつ緊急性を要する工事：ガス・水道・電気等に係る小規模な工事等）

(ウ) 慎重工事を指導する場合

- ① 既に、事前調査を実施した地域の場合
- ② 既に、削平された地域の場合

(エ) 試掘調査を指導する場合

地表面の観察等からでは埋蔵文化財の有無を判断できないため、有無を確認するための部分的な発掘調査を指示する場合

(オ) 確認調査（予備調査）を指導する場合

埋蔵文化財が存在し、発掘調査が必要と判断される場合に、当該発掘調査の範囲や積算資料のために、より詳しく埋蔵文化財の内容・性格等を把握するための部分的な発掘調査を実施する必要がある場合

④調査（および立会い）の方法・日程等の協議

東京都教育委員会の指示に基づき、申請者と北区教育委員会および民間調査組織等（Ⅱ－bの場合）の間で方法・日程等の協議を行います。

⑤調査の実施

事前の協議（④）に基づき、北区教育委員会もしくは民間調査組織等（Ⅱ－bの場合）がこれを実施します。

II. 費用負担

(a) 公費負担による発掘調査

個人専用住宅の建築に伴い発掘調査を実施する場合には、公費負担で実施することができます。その際には、関係書類等を確認させていただく場合があります。

(b) 事業者負担による発掘調査

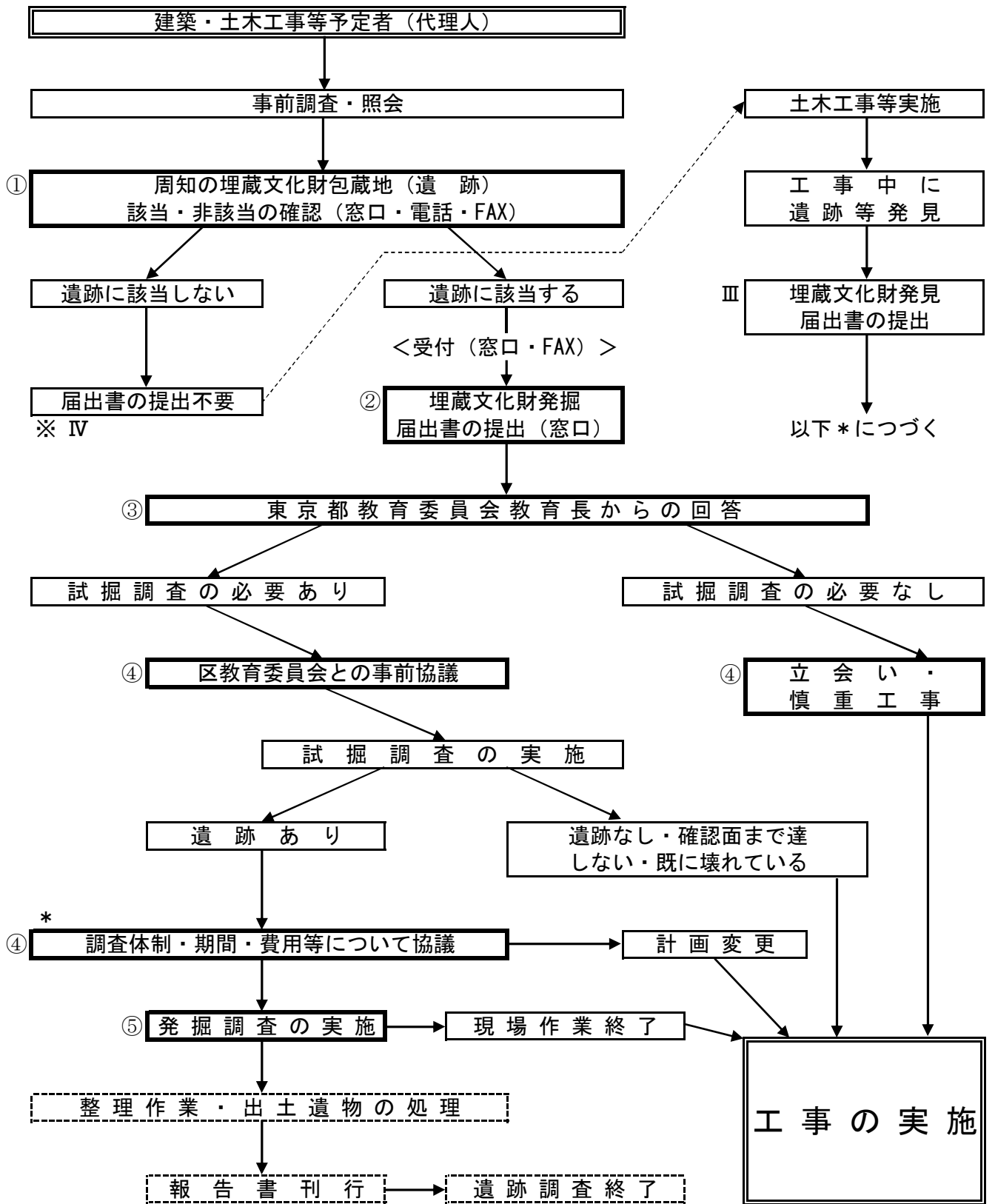
(a)の場合を除く工事（事業として行う土木工事、マンションや建売住宅の建設等の営利を目的とする事業）に伴い発掘調査を実施する場合には、届出者（事業者）の責任において、事業者が調査費用を負担することによって発掘調査を実施していただくことになります。事業者と北区教育委員会および民間調査組織等との協議により、発掘調査を実施します。

III. 遺跡の発見届出、停止命令等

発掘届出による調査以外で、遺物や遺構によって遺跡と認められるものを発見したときは、現状を変更せずに東京都教育委員会教育長に届け出なければなりません。都教育長は、この届出によってその現状を変更する行為の停止または禁止を命じることができます。その期間は3ヶ月ですが、調査の進行にあわせて6ヶ月まで延長できます。また都教育長は、届出がなされなかった場合においても、現状変更の停止等の措置を執ることができます。

IV. 包蔵地外における試掘調査

区内において開発行為を行う場合、周知の埋蔵文化財包蔵地以外の場所でも事前に試掘調査の実施を要することがあります。したがって開発の計画段階において北区教育委員会と協議して下さい。



連絡先 〒114-0002 東京都北区王子1-1-3
 北区教育委員会事務局 教育振興部
 飛鳥山博物館 事業係
 電話：03-3916-1815
 FAX：03-3916-5900